

第5回延岡市農業委員会会議録

(令和5年11月28日)

1. 開催日時 令和5年11月28日(火)午後2時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畠 志良一
4		5	菊池 光雄	6	小西 吉寿
7	中村 みえ	8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下 康廣	11		12	遠田 祐星
13	高橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 孝	2		3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5		6	黒田 啓睦
7		8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17		18	
19		20	池内 米生	21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 15 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について

議案 第 16 号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第 17 号 農地法第5条の許可申請について

議案 第 18 号 非農地証明願について

報告 第 16 号 農地法第4条の届出について

報告 第 17 号 農地法第5条の届出について

報告 第 18 号 農地法第 18 条第6項の通知について

報告 第 19 号 農地法第3条の3第1項の届出について

報告 第 20 号 農地の賃借料情報の提供について

協議 第 8 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
		北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 主 事	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願ひ致します。
会長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第5回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 6番 小西吉寿委員と委員番号 14 番 緒方 武彦委員のお二人にお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 15 号 農地法第3条 使用貸借権の設定についてから議案第 18 号 非農地証明願いについてまでの議案4件、報告案件5件、協議案件1件となっております。 なお、今回の、農地利用最適化推進委員の活動報告につきましては、松原学推進委員欠席のため、12月予定だった甲斐正太郎推進委員に繰り上がって頂き、久富喜良推進委員のお二人にお願いしたいと思います。後ほど報告をお願いします。
矢野委員	それでは、議案第 15 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について提案致します。 整理番号1番について、委員番号 19 番 矢野光一委員より説明をお願い致します。 委員番号 19 番 矢野です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は二ツ島町、田5筆で面積は 3,523 m ² です。貸人は水尻町在住、借り人は二ツ島町在住の方です。借り人の経営状況は労力人が2人で理由は新規就農です。 11月 25 日、私、久富推進委員、借り人の3名で現地調査を致しました。新規就農とありますが、借り人は貸人の弟で、以前よりこの田で耕作を行っていました。今回、貸人より使用貸借権の設定をしてほしいと要望があったので、申請したことでした。借り人は農業に対する経験や意欲は十分であり、地域との調和要件についても問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、矢野委員から現地調査の結果報告がありましたら、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。

	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしといふ事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第16号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。 整理番号1番、2番について、委員番号5番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊 池 委 員	委員番号5番、菊池です。整理番号1番、2番について説明致します。まず、整理番号1番ですが、農地の所在は北方町曾木、田3筆で面積は2,218m ² です。譲渡人は北方町曾木在住の方で、譲受人は富美山町在住の方です。理由は経営規模拡大です。
	11月22日、私と甲斐正太郎推進委員、譲受人と現地確認を致しました。譲渡人と譲受人はいと同士の関係です。譲渡人はこれまで他の人に耕作してもらっていたようですが、処分したいということで譲受人に話をして今回の申請となつたようです。調和要件は何も問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
	次に整理番号2番について説明致します。所在は北方町曾木と北方町南久保山、田3筆3,014m ² 、畑6筆4,355m ² 、合わせて7,369m ² です。譲渡人は日向市美々津在住の方で、譲受人は北方町南久保山在住の方です。理由は贈与です。この二人は兄弟の関係です。譲受人が長年、田畑を管理していて、兄である譲渡人はいずれ帰るということでしたが、もう帰らないから弟に譲るということになったようです。調和要件は問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号3番について、甲斐秀雄農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
甲斐(秀)推進委 員	推進委員の甲斐です。整理番号3番について説明致します。農地の所在は下三輪、田2筆で面積は1,037m ² です。譲渡人、譲受人とも下三輪町在住の方です。理由は経営規模拡大です。以前から譲受人が申請地の田を耕作していて、譲渡してほしいという話があつたようです。地域との調和要件は問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
	次に、整理番号4番から6番について、委員番号18番、松田宗史委員より説明をお願い致します。
松 田 (宗) 員	委員番号18番 松田です。まず整理番号4番について説明致します。所在は舞野町、畑1筆で面積は512m ² です。譲渡人は小峰町在住、譲受人は舞野町在住の方です。譲受人の父の代にお金を支払って内々で売買していたそうです。正式に所有権移転の手続きということで、今回の申請となつたようです。
	11月24日、私と松田成歳推進委員、譲受人と現地調査を致しました。現地は孟宗竹の竹藪のような状態でした。そこを切り開いてシイタケ栽培をしたいということでした。特に問題無いと思います。

	<p>次に整理番号5番について説明致します。所在は舞野町、畑1筆で面積は 653 m²です。理由は経営規模拡大です。</p>
	<p>整理番号6番は高野町、田3筆で面積は合わせて 2,803 m²です。譲渡人は亡くなつていて身内がいないということでした。譲渡人の存命中から譲受人が申請地を耕作していて、財産管理人から譲受人に話があり、購入する次第になりました。譲受人はかなり広い田を耕作しております。隣近所の田など見ましたが何ら問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
事務局	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は举手をお願い致します。
委員 (举手)	
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第 17 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐藤（純） 委員	委員番号2番 佐藤です。整理番号1番について説明致します。所在は小峯町、田6筆で面積は 519.43 m ² です。譲渡人は4人、譲受人は北一ヶ岡在住の方です。地図で黒い枠で囲ってあるのが申請地です。申請地周辺は畑となっています。北側は地区的グランドゴルフ場になっていて、南側は一部耕作していて、残りは耕作していない土地でした。水の関係は大丈夫でした。地域との調和要件は問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号2番について、甲斐秀雄農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
甲斐(秀)推進 委員	推進委員の甲斐です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は三須町、畑1筆で面積は 74 m ² です。譲渡人は宮崎市在住の方、譲受人は若葉町在住の方です。地図でわかる通り、市道と県道の交差点の付近です。

	<p>11月22日、県の担当者、事務局2人、市の土木課2人、譲受人、牧野委員、私の計8人で現地調査を致しました。現地は元々消防車の車庫があったところです。市道の拡張工事で狭くなり、車庫が移転した後は更地でした。今回、道路の拡幅工事で駐車場が必要になったための申請です。周囲は全て住宅で特に問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上の大農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、周辺に農地の広がりはありますが、10ha未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、過去に消防器庫として転用され、現在更地の状態となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第18号 非農地証明願いについて提案致します。</p> <p>整理番号1番について、委員番号12番 遠田祐星委員より説明をお願い致します。</p>
遠田委員	<p>委員番号12番、遠田です。整理番号1番について説明致します。所在は桑平町、畑3筆で面積は計7,417m²です。申請人は宮崎市佐土原町在住で、申請理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>申請人が市外在住のため日程が合わず、11月23日、私と松田純二推進委員、黒田啓陸推進委員の3人で現地調査を致しました。写真を見てもらうとわかる通り、ほぼ山の中にある場所です。この中に一軒だけ家があり、ここは元々両親が住んでいた家です。その当時からイノシシやシカの被害が激しく、ほぼ何も作れない畑だったということでした。8年前に家が空き家となり、2年くらいは草刈等を委託して管理していたのですが、本人も市外在住でなかなか管理できず、このような状況になってしまったということでした。私たちも現地を確認しまして、ほぼ山林という状態で今後の農地としての活用は難しいと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>

議長	次に、整理番号2番について、委員番号 16 番、安藤重徳委員より説明をお願い致します。
安藤委員	委員番号 16 番、安藤です。整理番号2番について説明致します。所在は北川町長井、畠1筆で面積は 247 m ² です。申請人は北川町長井在住の方で、申請理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。
	11月26日、私と黒田五司推進委員、岩佐推進委員、申請者とで現地調査を致しました。畠の周囲は 50 年以上スギが育っているような状態で、事務局の現地調査と同様に私たちも山林、原野と判断しました。近接する土地も既に山林化しており、地域との問題は無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号3番について、委員番号 19 番、矢野光一委員より説明をお願い致します。
矢野委員	委員番号 19 番、矢野です。整理番号3番について説明致します。所在は安井町、畠1筆で面積は 1,513 m ² です。申請者は安井町在住の2人の方です。現況は山林で申請理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。
	11月25日、私と久富推進委員、申請人で現地調査を致しました。この畠は山の斜面に接していて、山から土砂が流れ込んだり、サルやイノシシ等の獣害のため、30 年ほど前から耕作していないようです。写真でもわかる通り、現在は木が生い茂っており、今後農地として利用することは困難であると思いますので、非農地として問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事務局	それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 16 号、農地法第 4 条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっています。 議案書に記載しておりますが、1 件の届出があり、畠が 1 筆 108 m ² の転用となっております。
	次に、報告第 17 号、農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、7 件の届出があり、田が 5 筆の 1,855 m ² 、畠が 6 筆の 1,210 m ² 、計 11 筆の 3,065 m ² の転用となっております。

	<p>次に、報告第 18 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書に記載しております2件の届出があり、田が3筆の 3,487 m²、畑が3筆の 574 m²、計6筆の 4,061 m²の合意解約となっています。</p> <p>次に、報告第 19 号 農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書をご覧ください。今回 11 件の届出があり、田が 30 筆の 21,655.98 m²、畑が 42 筆の 14,199 m²、計 72 筆の 35,854.98 m²となっています。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>最後に、報告第 20 号、農地の賃借料情報の提供について説明致します。</p> <p>農地法第 52 条で農業委員会は農地の農業上の利用増進及び農地の利用関係の調整に資するため、賃借等の動向情報を提供することとなっています。議案書に記載されている表は、令和4年1月から令和4年12月までに農地法第3条や農用地利用集積計画で締結、公告された賃借料を集約したものです。</p> <p>田と畑の部に分けて旧延岡市地区と3北地区の4地区に分けております。さらに田の部は、基盤整備区域と未整備地域に分けております。表の右側にあるデータ数は筆数となっています。</p> <p>金額については表中のとおりで、情報が未掲載の地域は申請が無かったためデータがありませんでした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局より報告がありましたら、報告内容について、ご質問はございませんか。
松田（宗）委員	はい、委員番号 18 番 松田宗志委員。
事務局	委員番号 18 番、松田です。報告第 19 号 農地法第3条の3第1項の届出の整理番号7番についてです。相続した方が岐阜県在住で農地が貝の畠町ですが、誰かが耕作しているのですか。
松田（宗）委員	現況が畠になっているところは耕作していることを確認しましたが、農地台帳には契約が載ってなかつたので、耕作者については確認はできていません。
議長	わかりました。ありがとうございました。
事務局	無いようなので報告を終わります。
	次に協議第8号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事務局	こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。

	<p>議案書の 28 ページから 35 ページになりますが、 まず、整理番号 1 番が東延岡地区、 次に、整理番号 2 番から 75 番が沖田地区、 次に、整理番号 76 番が個別案件での促進計画となっております。</p> <p>次に、議案書 35 ページが耕作者変更の促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、34 ページの表下にあるとおり 29 人の出し手から 76 筆、61,154 m² の農地を個人 14 人及び 1 法人に配分しますとともに、耕作者変更については 35 ページの表下にあるとおり 1 人の出し手から 1 筆、391 m² の農地を個人 1 人に配分する計画となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>はい、委員番号 12 番、遠田委員。</p>
遠 田 委 員	<p>委員番号 12 番、遠田です。もしかしたら以前に説明があったかもしれません、沖田地区の集積で賃料が全部 0 になっています。賃料についてはどのようなやり取りをしているのか、ご存じでしたらお聞きしたいのですが。</p>
事 務 局	<p>賃借料については推進委員さんに入つてもらって聞き取りをしているところもありますし、地権者さん、耕作者さんが総合農政課が作っている様式に筆ごとに賃料いくらと記入してもらい、それを基に契約書を作っていくところもあると伺っています。</p>
遠 田 委 員	<p>個人で賃借料を決めているということですか。</p>
事 務 局	<p>そうですね。 当事者間で決めてもらっていると思います。</p>
遠 田 委 員	<p>契約の段階で一括でしようとか。</p>
事 務 局	<p>すみません。そこは把握していないのですが。沖田地区はそういうところがあるかもしれません。</p> <p>集積協力金というのがあり、基盤整備の費用負担をなるべく減らすために、集積の協力を頂いている部分もあると思います。</p>
遠 田 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>はい、委員番号 18 番、松田宗志委員。</p>
松 田 (宗) 委 員	<p>委員番号 18 番、松田です。非農地証明が以前からよくあがってきています。最近、非農地証明で原野や山林になってソーラーパネルを置いたりとかが結構あるのですが。今、問題になっているのは、台風などの災害でソーラーパネルが壊れて成分が流れ出して公害が起</p>

事務局	<p>きるのではないかと心配されています。そういうことは農業委員会だけでなく、農政課、市全体で考えていかなければならぬ問題だと思います。いかがでしょうか。</p>
議長	<p>はい。お答えします。ソーラーパネルを目的とした非農地証明の申請や農地の転用は認めておりません。ソーラーパネルには営農型というタイプがあります。上にパネルを貼って下で作物を作るというものです。これに関してはいいよと言っているのですが。減収率を2割くらいに留めないとだめだといつております。日の光が当たらないようにしておいて2割しか減収にならない作物など、そもそもあり得ないと思います。基本的には太陽光パネル設置を目的とした転用、非農地証明は受け付けないという方向でやっております。</p>
久富推進委員	<p>他にありませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に、農地利用最適化推進委員の皆様からの担当地区の活動報告についてです。先ずは、久富喜良推進委員からお願いします。</p>
久富推進委員	<p>はい。推進委員第3地区の久富です。私の担当地区は、稲葉崎、大峠、差木野地区となっています。</p> <p>差木野地区は、北延岡駅のところで、10号線の東側に岸上の蒲鉾工場があります。農地は、差木野と鹿小路の人が作付けしています。農地は畦畔を取ったりしてかなり広い区画もあり、農地の集約もかなり進んでいます。水稻だけではなく麦も作付けされ焼酎工場との契約栽培も行われ、麦踏み大会等も行われています。</p> <p>一方、差木野地区の住宅地区は湿地が多く、山が近くなので鳥獣被害で殆ど作付けされていません。しかしながら、農地水の関係者で年2回ほど草刈りが行われており、そんなに荒れたところ見当たりません。</p> <p>大峠地区は、延岡学園があるところで、農地が約5町ありますが、地元の人たちは全員辞めていて地元の人はいません。現在は、半分ほどを大門の川原農園が鳥獣被害防止の金網を張って作付けをしています。残り半分の高いところは水不足、低いところは湿地が多くて、何年も耕作されておらず、セイタカアワダチソウが生茂り、地元の人たちも全然手を入れていないので、かなりの荒れ地となっています。</p> <p>稲葉崎地区は、山手の方は区画整理がされておらず、鳥獣被害が多く、電気柵やピンクテープを張っていますが、それでも被害が止まらないので、だんだん作付けを辞めています。規模の大きい農家は、無鹿町や栗野名町で作付けしています。稲葉崎でも田んぼを貸す人が多くなってきており、草刈りや溝さらいなど共同作業に出て来る人が少なくなって、維持管理が大変になってきています。やはり水回りをしっかりとしないと田んぼの機能が低くなると感じます。頑張っているが、後を引き受ける人がいなくて困っている状況です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>次に、甲斐正太郎推進委員からお願いします。</p>
甲斐(正)推進委員	<p>はい。第14地区を担当しています甲斐です。私が担当しているのは、北方町の一番延岡市寄りの地域になります。</p>

	<p>にホースで水を引かないといけないような棚田や段々畑があちこちに点在している地域もあります。</p> <p>比較的、川沿いの農地が集中している地域は、菊池委員が中心になって、集約化が進められております。</p> <p>比較的、山間部の農地が点在している地域は、緒方委員が中心になって、集約化が進められております。</p> <p>そのほかにも集約化が進められる計画があると聞いております。そのような状況ですので、私は2人の手足となって動くのみです。</p> <p>他には、皆さんと変わりなく、日々の農地パトロール等の活動をしております。</p> <p>最後になりますが、農地の集約化等に質問がございましたら、両委員にお聞きください。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご質問等はありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>今回も大変有意義な報告を頂きました。他の推進委員さんも今後の推進活動の参考とし、活動に活かして頂けたらと考えます。</p> <p>また、来月の活動報告は、松原学推進委員と松田成歳推進委員となっておりますのでよろしくお願いいたします</p>
議長	<p>では、事務局より連絡事項についてお願い致します。</p> <p>(事務局より説明)</p>
委員	以上を持ちまして第5回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

6番 小西吉秀

14番 諸元武彦

